

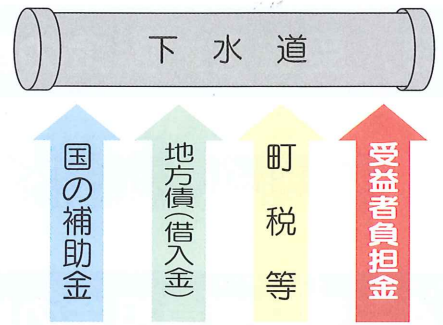


受益者負担金

下水道が整備されると、し尿や生活雑排水が直接下水道管に流れ込むため、浄化槽なしで迅速かつ衛生的に処理できるようになります。悪臭や不快感がなくなり、地域全体が快適で住みよい町となります。

このように下水道は、日常生活に欠くことのできない施設でありながら多額の建設費を要するうえ、道路や公園などと異なり、下水道整備による便益を受けることができるのは下水道整備区域内の人に限られます。この建設費を公費（税金）だけで賄うと、下水道未整備区域の人にまで負担していただくこととなり負担の公平性を欠きます。

受益者負担金とは、下水道の整備によって受益者となる皆さまに建設費の一部を負担していただき、これを貴重な財源の一部として下水道整備をさらに促進しようというものです。



1. 受益者負担金の対象となる土地

下水道が整備された区域内の宅地等で、**当該土地に建築物を有する、若しくは有する予定がある土地**

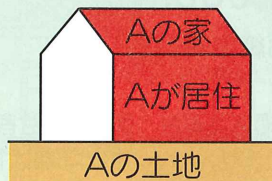
2. 受益者負担金を納めていただく方（受益者負担金納付義務者）

下水道が整備された区域内に、**賦課対象となる土地を所有している方**

※地上権、質権、使用貸借又は賃貸借による権利の目的となっている土地については、土地の所有者と権利者とが協議して、当該土地の受益者を決めていただくこともできます。（一時使用のために設定された権利を除く）

(例1)

Aの土地に
Aが家建て
Aが住んでいる場合

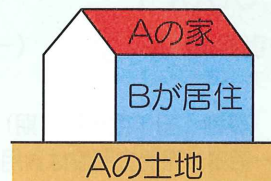


受益者負担金納付義務者はA

排水設備設置義務者はA

(例2)

Aの土地に
Aが家建て
Bに貸している場合



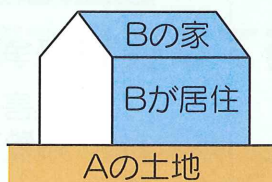
受益者負担金納付義務者はA

排水設備設置義務者はA

受益者の例

(例3)

Aの土地に
Bが家建て
Bが住んでいる場合
(Bが借地して家屋を所有し居住)



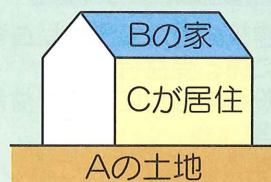
受益者負担金納付義務者はAかB

排水設備設置義務者はB

AとBは相互で協議してください。

(例4)

Aの土地に
Bが家建て
Cに貸している場合
(Bが借地して貸家・アパート等を所有)



受益者負担金納付義務者はAかB

排水設備設置義務者はB

AとBは相互で協議してください。

3. 受益者負担金の額

地積に関係なく **1戸あたり16万円**

※その土地に一度限り
賦課されるものです。

4. 受益者負担金の納付方法

「分割納付」か「一括納付」があり、納入通知書または口座振替により納めていただきます。

分割納付の場合 3年分割（年4期）の12回に分けて納めていただきます。

年度	納期	第1期	第2期	第3期	第4期	計
		7月	9月	11月	1月	
1年目		13,700	13,300	13,300	13,300	53,600
2年目		13,300	13,300	13,300	13,300	53,200
3年目		13,300	13,300	13,300	13,300	53,200
					合計	160,000

(単位：円)

一括納付の場合 初年度の第1期に全額を一括納付する場合は、一括納付報奨金額（1万円）を差し引いた金額を納めていただきます。

$$\begin{array}{rcccl} 160,000\text{円} & - & 10,000\text{円} & = & \mathbf{150,000\text{円}} \\ \text{(受益者負担金)} & & \text{(一括納付報奨金)} & & \text{(実際に納める額)} \end{array}$$

※一括納付の納期限（原則：初年度の第1期）を過ぎた場合、または受益者負担金納付義務者の方が町税等を滞納している場合は、一括納付報奨金制度は適用されませんので、納める額は16万円となります。ご注意ください。

5. 受益者負担金の減免と徴収猶予

受益者負担金の減免対象

- ・学校及び各種学校の用地に係る受益者
- ・墓地、境内地に係る受益者
- ・警察・消防施設等の敷地に係る受益者
- ・生活保護受給者
- ・その他減免をする必要があると認められる土地に係る受益者

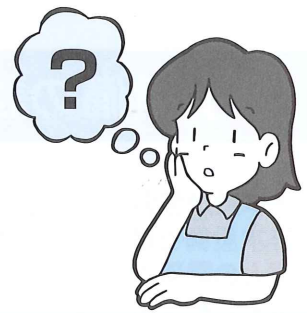
※上記以外にも減免対象となる場合がありますので、詳しくは下水道課までお問い合わせください。

下水道事業受益者負担金減免申請書をご提出ください。

受益者負担金の徴収猶予

- ・係争地にかかる受益者
- ・災害等により負担金の納付が困難であると認められる受益者
- ・その他徴収猶予の必要があると認められる受益者

下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書をご提出ください。



6. 受益者負担金に関するQ&A



公共汚水ます等を設置済みの一つの土地を何人かで共有している場合は、誰が受益者となりますか？

共有されている人全員が受益者となりますが、共有者の中から代表の方を決めていただき、申告していただきます。その代表の方に納入通知書を送付します。



受益者負担金を支払っている期間中に受益者が変わった場合はどうすればよいのですか？

売買等により受益者に変更があった場合は、新旧受益者による下水道事業受益者変更届を提出していただきます。**届出日以降の納期分からは新しい受益者に納めていただきます。**



受益者の申告をしない場合はどうなりますか？

町があらかじめ通知したとおり間違いのないものとし、当該土地の所有者へ下水道事業受益者負担金決定通知書を送付しますので、その人が負担義務を負うこととなります。



家の前の道路に下水道管が埋設されることとなり、町から公共汚水ます等設置工事の要請がありましたが、これを拒否した場合受益者負担金はどうなりますか？

下水道が整備された区域内の宅地等で、当該土地に建築物を有する、若しくは建築物を有する予定がある土地には、**公共汚水ます等を設置する、しないにかかわらず、受益者負担金は賦課されます。**また、公共汚水ます等の設置を拒否した場合、後日設置する時の工事費は個人負担となりますのでご注意ください。



公共汚水ます等の設置を拒否しても受益者負担金が賦課されるのはどうしてですか？

お住まいの地域が公共下水道の供用区域となった場合、下水道に接続していない方についても、下水道が未整備の区域とは異なり、いつでも下水道への接続が可能となることにより、その土地は快適性・安全性・利便性などの面で下水道整備による受益が発生しています。なお、この取り扱いについては、過去に「下水道の利用の有無に関わらず受益は発生している」との判例があります。



下水道施設の修繕や更新が必要となった時に、再度受益者負担金を徴収されることはないのですか？

受益者負担金は賦課対象となった土地に対して一回に限り賦課させていただくものです。施設の修繕や更新が必要になっても追徴することはありません。